

アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、 輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領

1. アジア地域ファンド・パスポート制度の意義

2016年6月30日、アジア地域ファンド・パスポート(以下「ARFP」)の創設及び実施にかかる協力覚書(以下「ARFP・MOC」)が発効された。ARFP 制度とは、アジア太平洋経済協力(APEC)に加盟する国、地域のうち、ARFP・MOC の署名国において一定の要件等を満たし、また、ARFP・MOCに従って運用されるファンド(投資信託・投資法人)について、相互参入枠組みの共通化を図るものである。これにより、ARFP ファンド輸出国(以下「ホーム国」)における登録基準及び ARFP ファンド輸入国(以下「ホスト国」)における認証手続の明確化、効率化が推進される。

ARFP 制度を通じ、より一層の投資家保護、金融市場の透明性及び安定性、金融サービスの効率性を追求するとともに、優れたガバナンスに基づく ARFP ファンドの普及は、アジア地域の投資運用業界を活性化させ、健全な経済発展に貢献することを期待するものである。

2. ARFP 制度における輸出ファンドの登録申請手続

ARFP・MOC に基づき、我が国よりファンドを輸出するに際し、金融庁において ARFP ファンドとしての登録がなされる場合、その申請手続は、以下のとおり実施するものとする。

申請者(日本から輸出するファンドの運用業者)は、金融庁宛に別添 1「アジア地域ファンド・パスポート確認事項書(以下「ARFP 確認事項書」)」及び付属書類を作成し、当該申請書類を投資信託協会(以下「投信協」)に提出する。投信協は、当該申請書類を受け付け、確認を行った後、金融庁に送付する。当該申請書類を受領した金融庁は、ARFP・MOC に基づき、ARFP ファンドとしての適合性を確認し、申請者へその結果を連絡する。

金融庁より ARFP 要件適合の連絡を受けた申請者は、金融庁に対して投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)第4条に基づく投資信託約款の届出を行う。また、別添 2「ARFP 登録確認書(ARFP 登録要件を満たしていることを証する書面)」を提出し、ARFP 登録申請の確認を受ける。

金融庁は、申請者に対し ARFP 受理番号を交付し、同登録確認書等を金融庁 HP に掲載した上で、ホスト国当局へ ARFP ファンドとして登録した旨の連絡を行う。

3. ARFP 制度における輸入ファンドの認証申請手続

ARFP・MOC に基づき、我が国にファンドを輸入するに際し、金融庁において ARFP ファンドとしての認証を受ける場合、その申請手続は、以下のとおり実施するものとする。

申請者(日本へ輸出するファンドの運用業者)は、そのホーム国において ARFP ファンドとして登録されたファンドを日本に輸出するに際し、日本国内に代理人を設置することが求められる。当該代理人は、日本証券業協会(以下「日証協」)が定める外国証券の取引に関する規則第 16 条第 1 項第 3 号に規定する代行協会員が同規則第 18 条第 1 項に基づいて日証協に提出する「外国投資信託証券取扱届出書」、選別基準への適合状況に関する「確認書」及び日証協が必要と認める書類(併せて、以下「外国投資信託証券取扱届出書等」)の基礎となる書類(ホーム国発行の「ARFP ルールに適合したことを証する書面」の写しを含む)を代行協会員に提出する。代行協会員は、選別基準への適合状況等について確認の上、外国投資信託証券取扱届出書等を日証協へ提出する。

日証協は、提出された外国投資信託証券取扱届出書等について、外国証券の取引に関する規則第 16 条又は同規則第 17 条に定める外国投資信託証券の選別基準に係る適合性について形式審査を行い、その結果を、代行協会員に連絡する。結果の連絡を受けた代行協会員は、当該結果を代理人へ連絡する。

その連絡を受けた代理人は、日証協の形式審査のために提出したものと同様の外国投資信託証券取扱届出書等及びホーム国発行の「ARFP ルールに適合したことを証する書面」の写し(基礎となる書類は除く)を金融庁に提出する。金融庁は、ARFP・MOC に基づき、ARFP ファンドとしての適合性を確認し、その結果を代理人へ連絡する¹。

金融庁より ARFP 要件適合の連絡を受けた代理人は、金融庁に対して投信法第 58 条に基づく外国投信の届出又は同法第 220 条に基づく外国投資法人の届出を行う。

¹金融庁が ARFP・MOC 要件への適合性を認めなかった場合、代理人及びホーム国当局へ、その旨を連絡する。